

資料【1】

1 身体障がい者の方

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	身体障がい者本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合 常時介護する方が運転する場合
視 覚 障 害	1、2、3、4 級	1、2、3、4 級
聴 覚 障 害	2、3 級	2、3 級
平 衡 機 能 障 害	3 級	3 級
音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る。)	
上 肢 不 自 由	1、2、3 級	1、2 級
下 肢 不 自 由	1、2、3、4、5、6 級	1、2、3 級
体 幹 不 自 由	1、2、3、5 級	1、2、3 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2、3 級
	移動機能	1、2、3、4、5、6 級
心 臓 機 能 障 害	1、3 級	1、3 級
じ ん 臓 機 能 障 害	1、3 級	1、3 級
呼 吸 器 機 能 障 害	1、3 級	1、3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1、3 級	1、3 級
小 腸 の 機 能 障 害	1、3 級	1、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1、2、3 級	1、2、3 級
肝 臓 機 能 障 害	1、2、3 級	1、2、3 級

(注)減免の対象範囲は、身体障害者手帳の表面(写真の貼付してあるページ)に記載されている総合等級では判定できません。障がい重複している場合であっても、個々の障がい区分の等級ごとに判断しますので、事前に自動車税事務所へお問い合わせください。なお、障害区分に上肢不自由や下肢不自由の障がい重複して記載のある方は、障害区分の等級を身体障害者手帳の交付機関へ確認するため、お待たせすることがあります。

2 戦傷病者の方

障害の程度が一定の範囲に該当する方 (詳細は、自動車税事務所へお問い合わせください。)

3 知的障がい者の方

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	障がい者本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合 常時介護する方が運転する場合
療育手帳をお持ちの方		「A」、「A1」若しくは「A2」

(注)障がい者の方本人の運転による減免の申請はできません。

4 精神障がい者の方 (自立支援医療受給者証(精神通院)が交付を受けている方に限ります。)

障 害 区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	障がい者本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合 常時介護する方が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		自立支援医療受給者証(精神通院)を所持し、かつ、障害の程度が1級

(注)障がい者の方本人の運転による減免の申請はできません。

資料【2】

障がい者の方の区分	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所又は生業のために使用する
18歳未満の身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所又は生業のために使用する

資料【3】

障がい者の方の区分	所 有 者	運 転 者	使 用 目 的
独居等の身体障がい者 独居等の知的障がい者 独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3回以上かつ1年以上 継続して障がい者の通学、 通院等ために使用する

資料【4】

区 分	申 請 期 限	提 出 先 (申請窓口)
① 賦課期日(4月1日)現在、身体障害者手帳等が減免の要件に該当	[定期賦課時] 納 期 限 まで (通常前年度の4月1日から 当該年度の5月31日まで)	最寄りの県税事務所 自動車税事務所
② 4月2日以後に身体障害者手帳等の交付を受けるなど新たに減免要件に該当	随 時 (月割で減免申請が可能です。)	飛騨県税事務所自動車税出張所

資料【5】

【新規に自動車を取得した場合】

		減免の対象になる税		申請期限	提出先 (申請窓口)
		自動車取得税	自動車税		
新車を取得 (新車新規登録)		減免	減免	ア[自動車の登録時] 運輸支局に登録を行った日 から30日以内	ウ自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所 (住所地(主たる定置場)が 高山市、大野郡、飛騨市、 下呂市の方(軽自動車は 除く))
一時抹消された 中古車を取得 (中古車新規登録)	自動車取得税がかかる場合	減免	減免		
	自動車取得税が効められない場合	—	減免		
ナンバーの付いた 中古車を取得 (移転登録)	自動車取得税がかかる場合	減免	翌年度から	イ[翌年度の定期賦課時] 運輸支局に登録を行った日 から翌年度の5月31日まで	エ最寄りの県税事務所 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所
	自動車取得税が効められない場合	—	翌年度から		

【既に減免を受けた自動車(以下「既減免車」といいます。)を買い替えた場合】

		既減免車の 処理区分	減免の対象になる税		申請期限	提出先 (申請窓口)
			自動車取得税	自動車税		
新車を取得 (新車新規登録)		抹消登録	減免	減免	ア[自動車の登録時] 運輸支局に登録を行った日 から30日以内 (既減免車の処理についても、 上記の日までに完了してください。 4頁「年度の途中で自動車を 買い替えた場合について」参照)	ウ自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所 (住所地(主たる定置場)が 高山市、大野郡、飛騨市、 下呂市の方(軽自動車は 除く))
		移転登録	減免	翌年度から		
一時抹消された 中古車を取得 (中古車新規登録)	自動車取得税が かかる場合	抹消登録	減免	減免	イ[翌年度の定期賦課時] 運輸支局に登録を行った日 から翌年度の5月31日まで	エ最寄りの県税事務所 自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所
		移転登録	減免	翌年度から		
	自動車取得税が かからない場合	抹消登録	—	減免		
		移転登録	—	翌年度から		
ナンバーの付いた 中古車を取得 (移転登録)	自動車取得税が かかる場合	抹消登録	減免	翌年度から	アに同じ	ウに同じ
		移転登録	減免	翌年度から		
	自動車取得税が かからない場合	抹消登録	—	翌年度から	イに同じ	エに同じ
		移転登録	—	翌年度から		

(注1) 既減免車を管轄変更した場合は、移転登録と同じ取扱いになります。

(注2) 自動車取得税の申請期間制限(次頁(2)参照)により自動車取得税の減免を受けることができない場合は、当該年度については自動車取得税・自動車税とも減免の対象とならないため、翌年度の定期賦課時に自動車税の減免申請を行ってください。

(注3) 軽自動車から買い替えた場合は、取扱いが異なる場合がありますので、自動車税事務所へお問い合わせください。